

次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)について

1 計画策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般に係る事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画をふまえて、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年度以降、3年ごとに改定を行っており、令和3年度からの現行計画は令和5年度末をもって期間を終了することから、今年度、新たな計画を策定します。

2 現行計画からの主な変更点等

現行計画の取組は、地域包括ケアシステム全体の取組となる「介護サービス基盤の整備」、「地域包括ケアシステム推進のための支援」、「認知症施策の推進」、「安全安心のまちづくり」の4本柱と、それを下支えする取組である「地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組」、「介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化」という2本柱として構成しています。

次期計画は、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び生産性向上の推進」を地域包括ケアシステム全体の取組に加え、「介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化」としてそれを下支えするという構成としています。

次期計画のポイントとなる新たな取組や、特に注力する取組については、「3 中間案の概要 第3章 具体的な取組」において、下線を付して示します。

<次期計画における取組の構成>

- | | |
|---|----------------------|
| 1 介護サービス基盤の整備 | 2 地域包括ケアシステム推進のための支援 |
| 3 認知症施策の推進 | 4 安全安心のまちづくり |
| 5 <u>地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び生産性向上の推進</u> | |

1・2・3・4・5を下支え

- | |
|--------------------------------|
| 6 <u>介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化</u> |
|--------------------------------|

3 中間案の概要

第1章 プラン策定の基本方針

計画のめざす方向性は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる社会」であり、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みことで、地域共生社会の実現を図ることとしています。

また、計画の策定にあたっては、同時に策定を行う三重県医療計画との整合性を図るとともに、みえ障がい者共生社会づくりプラン、三重の健康づくり基本計画等との調和を図ります。

第2章 プラン策定にあたっての考え方

(1) 高齢者の現状

令和4（2022）年10月1日現在の65歳以上人口は、約52万2千人（高齢化率30.7%）であり、令和7（2025）年に約53万4千人（同31.2%）、令和22（2040）年に約55万4千人（同36.9%）に達する見込みです。

また、認知症高齢者も令和7（2025）年に約10万人、令和22（2040）年に約12万人になると見込まれています。

(2) 高齢者を取り巻く状況

県民の介護に対する意識調査の結果、介護が必要となった場合に介護を受けたい場所については、約32%が自宅と答え、介護保険施設や有料老人ホーム等と答えた方は約27%でした。一方、家族に介護が必要となった場合に介護を受けさせたい場所については、約32%が自宅と答え、介護保険施設や有料老人ホーム等と答えた方は約29%となっています。自分自身の場合も、家族の場合も、介護の場所に関する意向に大きな違いはない状況です。

(3) 計画の考え方

市町等は保険者として介護保険制度における主導的な役割を果たしており、県は広域的な観点から地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、市町等が地域の実情に応じた施策を実施できるよう支援します。

令和5年5月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法についても改正されたことから、計画はこの改正の趣旨に沿って改定しています。

第3章 具体的な取組

認知症施策に関連する（2）地域包括ケアシステム推進のための支援及び（3）認知症施策の推進について記載しています。

（2）地域包括ケアシステム推進のための支援（資料4）

・ 地域包括ケアシステムの深化推進及び地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度による公的サービスやその他のフォーマルやインフォーマルな多様な活動等を有機的に連携・連結させ、包括的・継続的なサービス提供を支える地域包括支援センターのコーディネート機能を充実させるために、市町及び地域包括支援センターなどが必要とする専門職アドバイザーを派遣します。

① 地域包括支援センターの機能強化

・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的な機関として、地域包括支援センターの体制強化を図るため、研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣などを行い、機能強化に努めます。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

- ・ 厚生労働省における「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」の中間整理を踏まえ、市町等が実施する総合事業の充実に向けた取組を支援します。
- ・ 誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開をめざして、機能の多様化や他事業との連携等により、通いの場の一層の推進を図ります。
- ・ 保険者機能強化推進交付金等を活用し、介護予防、自立支援・重度化防止等に向けた市町支援事業を展開するとともに、その評価指標を用いて各市町の取組状況等の把握や地域課題の分析を定期的実施し、PDCAサイクルに沿った事業の推進を支援します。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため専門的見地等からの支援や好事例の横展開、医療関係団体等との連携等を進め、市町の取組を支援します。
- ・ 生活支援コーディネーター養成のための研修会を開催するとともに、就労的活動支援についても周知啓発を行い、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進を図ります。

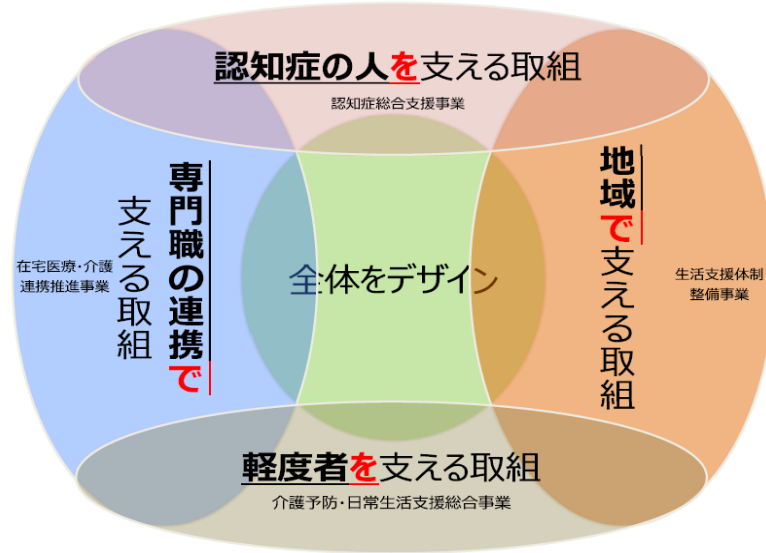
③ 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 在宅医療体制の整備に係る取組を推進するとともに、市町が在宅医療・介護連携について主体的に課題解決を図り、PDCAサイクルに沿った取組を進めることができるよう、伴走型の支援を行います。
- ・ 本人の意思決定を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを進めるため、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に係る人材育成、普

及啓発に取り組みます。

- ・ 保健・医療・福祉の関係団体・機関等で構成されるリハビリテーション協議会の設置およびリハビリテーション連携指針の作成をめざします。

「誰を」「何で」支えるのか？



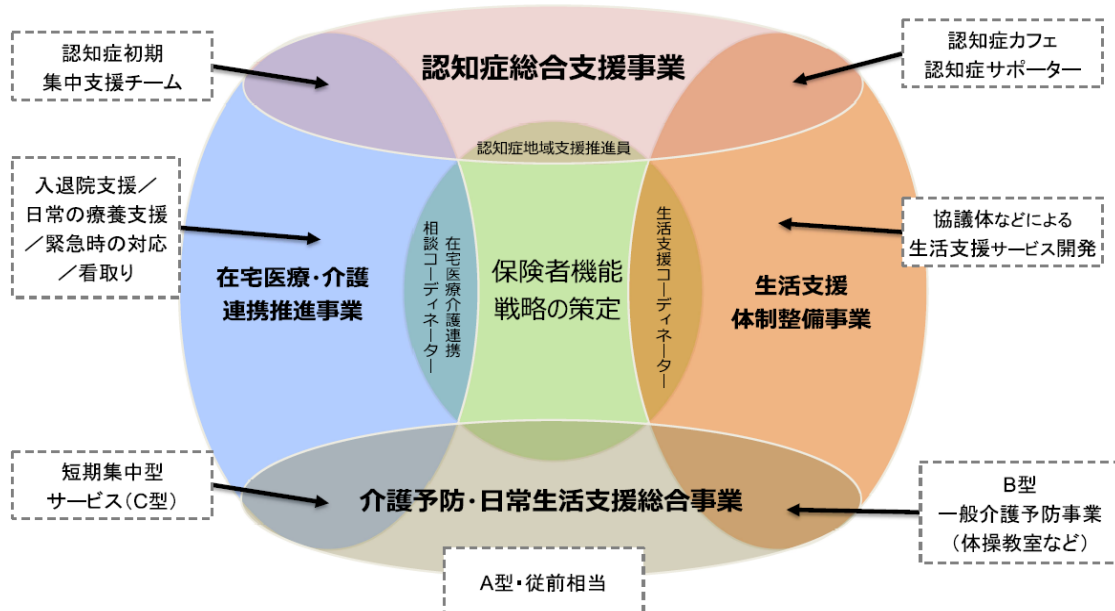
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

資料) 岩名礼介講演資料 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

MUFG

7

地域支援事業は「重なりあい」と連動がポイント



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

資料) 岩名礼介講演資料 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

MUFG

8

出展：株式会社三菱UFJリサーチ&コンサルティング 「地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業報告書」(平成31年3月)、平成30年度老健事業

(3) 認知症施策の推進 【資料5】 P.1～23

①地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組

- ・ 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使（希望大使（仮称）」を創設すること等により、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。
- ・ 地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを地域ごとに構築するとともに、その活動が継続されていくよう支援します。
- ・ 認知症の本人が診断直後の人からの相談に応じるピアサポート活動を推進します。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症の人とその家族に対する切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

②医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組

- ・ 認知症疾患医療センターが、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源を有効に活用できるよう、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、ネットワークづくりを進めます。
- ・ 地域における高齢者の通いの場の拡充を支援するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。
- ・ レセプトデータを活用した早期介入モデル事業のシステムについて、モデル地域以外で展開できるよう取組を進め、情報発信を行っていきます。
- ・ 認知症ITスクリーニングを実施し、認知症の早期診療・介入を行う地域をさらに拡大し、事業の広域展開を進めるとともに、医病診連携や医療・介護の連携の推進を図ります。

第5章 計画の目標 【資料5 P.24～25】

計画の大きな柱ごとの目標値について記述することとしています。

認知症施策の推進の指標は、チームオレンジの設置市町数としています。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和6年1月）

令和6年 2月 高齢者福祉専門分科会（最終案の審議）
3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
3月末 計画の策定